

3. 大規模地震対策特別措置法等の仕組み

① 東海地震に関する対応

1. 東海地震対策とは、大規模地震対策特別措置法（大震法）に基づいて、事前予知の可能性を前提に、東海地震が発生する前に実施する対策。

○ 大震法の主な内容：

(1) 地域指定

- ・内閣総理大臣による地震防災対策強化地域の指定（法第3条）

(2) 計画作成

- ・中央防災会議による地震防災基本計画の作成（法第5条）
- ・指定行政機関、指定公共機関、関係地方公共団体による地震防災強化計画の作成（法第6条）
- ・特定の民間事業者による地震防災応急計画の作成（法第7条）

(3) 警戒宣言・警戒本部

- ・警戒宣言の発令（法第9条）
- ・国の地震災害警戒本部の設置（法第10条）
- ・関係地方公共団体の地震災害警戒本部の設置（法第16条）

○ 異常現象を発見した場合に、判定会で科学的な判断した後、気象庁長官から内閣総理大臣に地震予知情報を報告し、閣議に諮った上で、内閣総理大臣から警戒宣言が発せられる。警戒宣言の発令と同時に地震災害警戒本部が設置される。
→「異常現象発見から警戒宣言発令までの手続き」

○ 地震防災対策強化地域と強化地域に係る施策

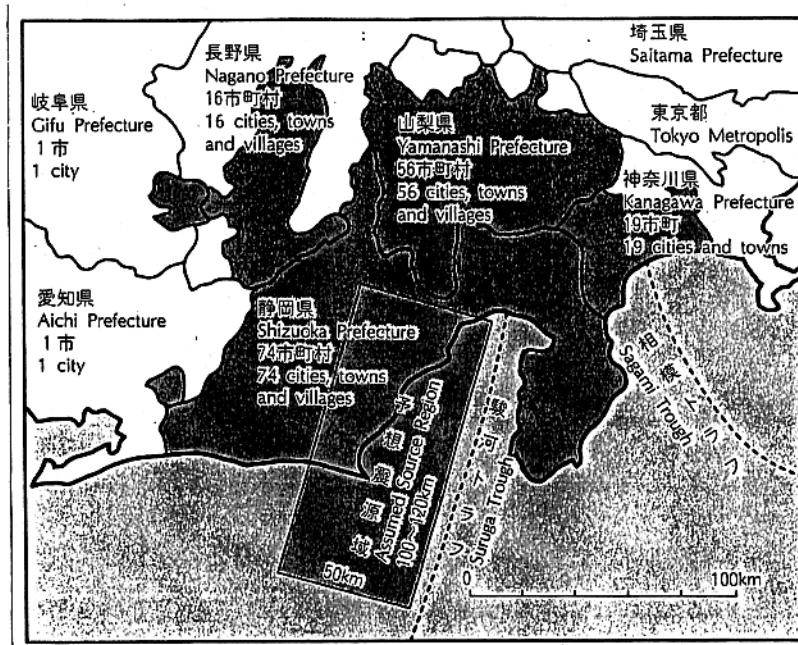
○ 警戒宣言が発せられた際の対応措置

○ 東海地震が発生後は、通常の地震と同様、災害対策基本法に基づく応急対策等を実施。（大震法は未然段階（予防強化、警戒宣言など）のみを対象としている）

東海地震対策の推進

東海地震については、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年制定）に基づき、静岡県を中心とする 6 県 167 市町村を地震防災対策強化地域に指定し、対策を講じている。

〔東海地震に係る地震防災対策強化地域及び予想震源域〕



地震防災対策強化地域の指定

→ 地震予知のための観測・測量の強化

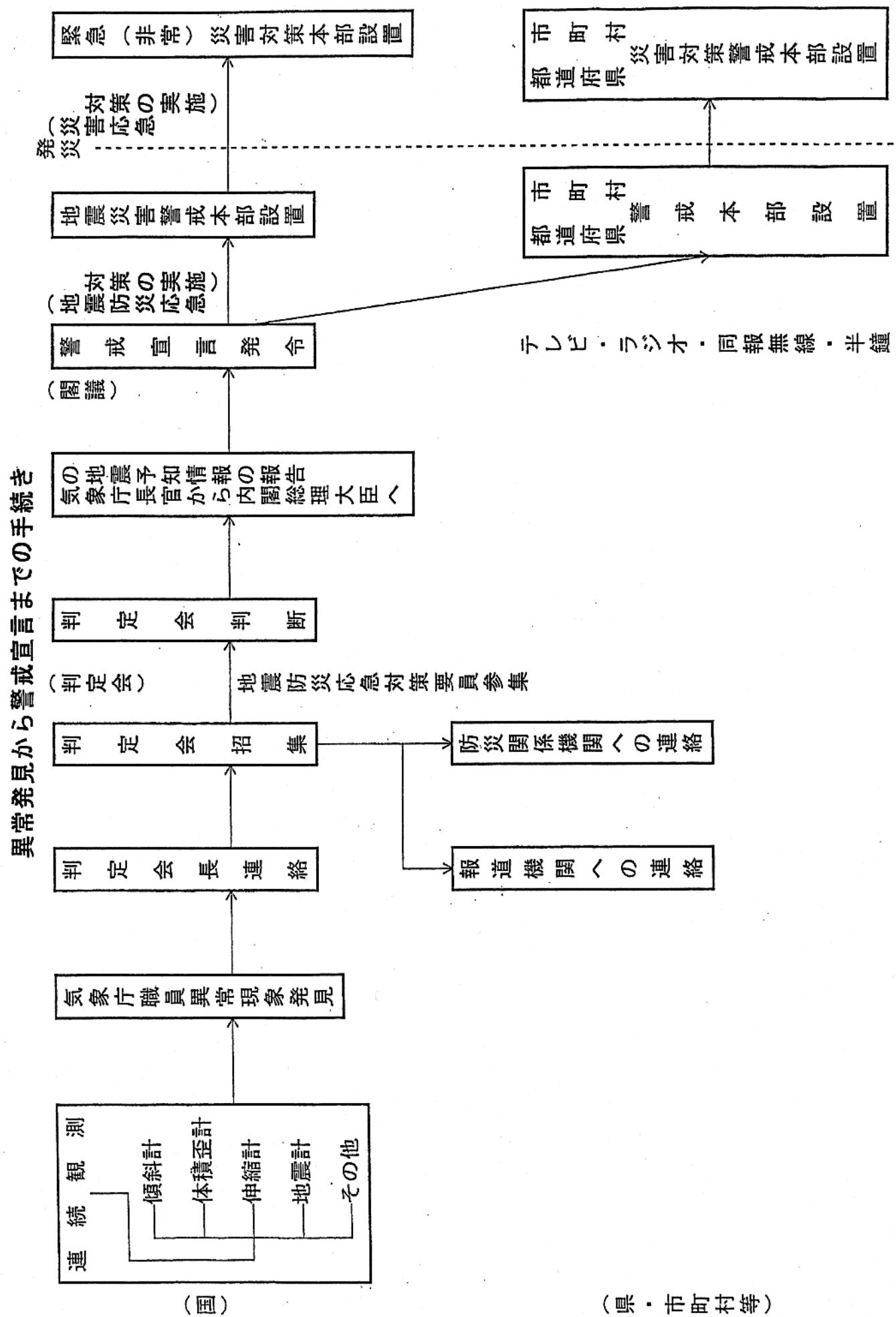
- ・ 地震計約 210 箇所（全国比約 30%）、歪計約 40 箇所（同約 100%）、傾斜計約 50 箇所（同約 100%）、伸縮計約 10 箇所（同約 100%）、潮位計約 25 箇所（同約 20%）、地下水位計約 10 箇所（同約 100%）

→ 予知を前提とした避難・警戒体制の構築

- ・ 中央防災会議による「地震防災基本計画」の作成（平成 11 年 7 月に修正）
- ・ 指定行政機関・指定公共機関による「地震防災強化計画」の作成
- ・ 民間事業者等による「地震防災応急計画」の作成

→ 予防対策の推進

- ・ 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国との財政上の特別措置に関する法律」（議員立法）に基づき避難地、避難路等の整備を推進
- ・ 税制上の特例により、動力消防ポンプ、防災用井戸等の整備を推進



東海地震の警戒宣言が発せられた際の対応措置

項目	内容
1. 避難	・避難対象者等があらかじめ指定されている避難地へ避難
2. ライフライン	・飲料水については供給を継続 ・電気については供給を継続、ただし、発電用燃料の受け入れを陸上及び海上ともに中断 ・ガスについては、各工場等からの供給に対して、使用に支障をきたさない範囲で減圧措置を実施
3. 電話	・一般通話の利用を制御するとともに、利用者に対してその旨の協力を要請 ・防災機関等の重要回線を確保するため、移動電源車等を確保
4. JR・私鉄	・強化地域内の在来線・新幹線ともに最寄りの安全な駅に停車 ・強化地域の周辺地域では、在来線で一部徐行運転を実施
5. バス・タクシー	・強化地域内で運行を中止
6. 船舶	・津波の影響がある強化地域周辺海域で運行を中止
7. 一般道路	・強化地域内への流入を極力制限 ・強化地域外への流出は原則として制限なし ・強化地域内の主要道路では走行を極力抑制 ・強化地域内の避難路及び緊急輸送路では走行を禁止又は制限 ・強化地域周辺でも状況に応じて交通規制を実施
8. 高速道路	・強化地域内への流入を極力制限 ・強化地域外への流出は原則として制限なし ・強化地域内のインターチェンジからの流入を制限 ・強化地域周辺でも状況に応じて交通規制を実施
9. 金融機関	・オンライン稼働を除いて、営業を停止
10. 百貨店	・営業を停止し、買物客を外に誘導
11. 病院	・外来診療を中止 ・入院患者について、保護者の引き取りがある場合にはこれに対応し、保護者の引き取りがない場合には、近くの安全な場所に誘導
12. 劇場	・営業を停止し、客を外に誘導
13. 学校・幼稚園	・状況に応じて保護者に引き渡し ・保護者の引き取りがない場合には、安全な場所に避難誘導

②地震防災対策強化地域指定等の流れ

